

**さいたま市告示第1021号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和7年6月19日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
さいたま市桜区栄和五丁目256番1、258番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
さいたま市桜区栄和五丁目15番36号  
伊藤 幸子
- 3 許可番号  
令和6年8月29日  
第 開 - S 2 0 2 4 0 2 4 号
- 4 検査済証番号  
令和7年6月18日  
第 完 - S 2 0 2 4 0 2 4 号